

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

羽島市地球温暖化対策実行計画 (リーディングエコプラン 2022)

令和4 (2022) 年度～令和12 (2030) 年度

令和4年3月策定

令和4年11月改定

岐阜県羽島市

目 次

第1章 基本的事項

1. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 本計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 基準年度及び計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
6. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2. 前計画（リーディングエコプラン2017）結果について・・・・・・ 7
3. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 温室効果ガス排出量削減のための取組み

1. 再生可能エネルギー導入・活用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2. 省エネルギー対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
3. 省資源対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
4. その他の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
2. 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
3. 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

- 別表 対象施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第1章 基本的事項

1. 計画の目的

地球温暖化問題はさまざまな異常気象や、生態系や私たち人類の生活に大きな悪影響をもたらしており、地球温暖化の要因とされる温室効果ガスの削減は世界共通の課題です。

本計画は羽島市の各公共施設で排出されている温室効果ガスを削減し、地球温暖化の防止に取り組むことを目的に策定するものです。

2. 背景

2015（平成27）年12月にパリで開かれた温室効果ガス削減に関する国際的取決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締結国会議」（COP21）において、世界共通の長期目標として「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く抑えるとともに、1.5℃に抑える努力をする」等が設定された「パリ協定」が合意されました。

国は、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書を受け「地球温暖化対策計画」（2016（平成28）年5月）、「気候変動適応計画」（2018（平成30）年11月）を閣議決定しました。

その後、2020（令和2）年10月に内閣総理大臣による所信表明において、2050（令和32）年における温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、いわゆる2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）を目指すことが宣言されました。

そのため、2021（令和3）年10月に「地球温暖化対策計画」の見直しを行い、新たな計画が閣議決定され、2030（令和12）年度の温室効果ガスの排出削減目標を、2013（平成25）年度比で46%削減することが定められました。この目標達成のためには市役所等の公共施設等が含まれる「業務その他部門」については、2013（平成25）年度比で約51%削減する必要があるとされました。

このような中で、本市は2021（令和3）年3月に2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「羽島市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

羽島市ゼロカーボンシティ宣言

～2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロへ～

地球温暖化は、人類の生活基盤に関わる重大な環境問題の一つであり、その原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制は、世界共通の課題となっています。身近に私たちの生命や暮らしが脅かされる事態がせまるなど危機的状況にあり、その対策は不可欠なものとなっています。

2015（平成27）年12月に合意されたパリ協定では、「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。その後2018（平成30）年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要がある」と示されています。

羽島市はこれらの状況を鑑み、市が有する緑豊かで優れた自然環境などを次世代へ引き継ぎ、持続可能なまちづくりを実現するために、市民・事業者等との協働により地球温暖化対策を進め、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことをここに宣言します。

令和3年3月12日

羽島市長 松井 聡

これまでの計画は、2006（平成18）年3月に『第一次羽島市環境保全実行計画「リーディングエコプランはしま」（羽島市地球温暖化防止対策率先実行計画2006）』を策定し、その後2009（平成21）年8月に『羽島市役所実行計画（リーディングエコプラン2009）』、2011（平成23）年2月に『羽島市役所実行計

画（リーディングエコプラン2011）』、2017（平成29）年3月に『羽島市地球温暖化対策実行計画（リーディングエコプラン2017）』を策定し、2019（平成31）年3月に同計画を改定し、温室効果ガスの排出量抑制に努めてきました。

今回、『羽島市地球温暖化対策実行計画（リーディングエコプラン2017）』の計画期間の終了に伴い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとする目標達成に向けて本計画を定めます。

3. 本計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量削減のための措置に関する計画として策定するものです。

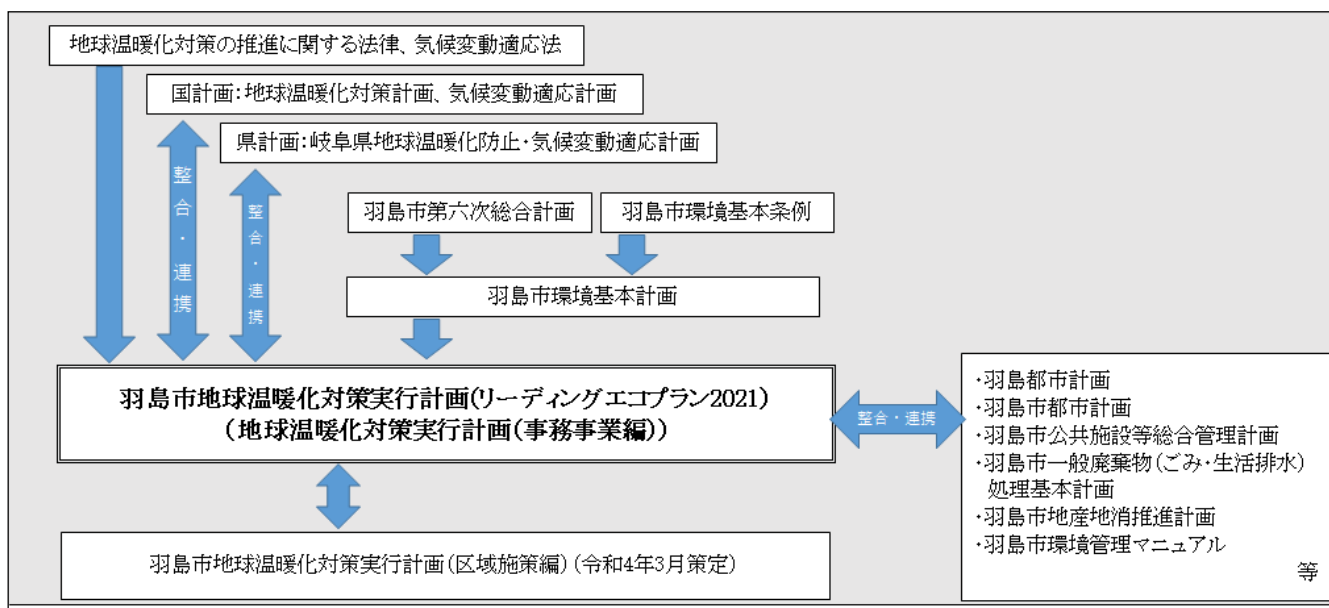
地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

また、羽島市環境基本計画の基本目標の1つである「脱炭素社会の実現」に掲げる環境施策を推進するための具体的な実行計画となります。

計画の位置付け



4. 基準年度及び計画期間

本計画の基準年度を2015（平成27）年度とし、計画期間を2022（令和4）年度から2030（令和12）年度までの9年間とします。なお、5年後の2026（令和8）年度に中間見直しを行います。

5. 対象範囲

本計画の対象範囲は、本市が行う全ての事務事業とし、出先機関及び指定管理者制度導入施設等も対象とします。(別表)

6. 対象とする温室効果ガス

本計画で削減対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に規定されている削減対象7種類のガスのうち、二酸化炭素(CO₂)とし、対象項目は下表の使用量とします。

対象使用量一覧

対象項目
電気使用量
都市ガス使用量
液化石油ガス(LPG)使用量
軽油使用量
重油使用量
灯油使用量
ガソリン使用量

温室効果ガスの種類（法第2条第3項）

種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	<ul style="list-style-type: none"> ・電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。 ・排出量が多く、温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	<ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH ₄)	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。 ・同量の二酸化炭素と比べると約 21 倍以上の温室効果があるとされる。 	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。 ・同量の二酸化炭素と比べると約 310 倍の温室効果がある。 	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	<ul style="list-style-type: none"> ・カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。 ・同量の二酸化炭素と比べると約 140～11,700 倍の温室効果がある。 	
パーフルオロカーボン (PFC)	<ul style="list-style-type: none"> ・半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。 ・同量の二酸化炭素と比べると約 6,500～9,200 倍の温室効果がある。 	
六フッ化硫黄 (SF ₆)	<ul style="list-style-type: none"> ・電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。 ・同量の二酸化炭素と比べると約 23,900 倍の温室効果がある。 	
三フッ化窒素 (NF ₃)	<ul style="list-style-type: none"> ・半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられている。 	

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量

本市の事務事業における基準年度2015（平成27）年度の温室効果ガス排出量は、11,138t-CO₂です。

排出要因別を見ると、電気の使用に伴う排出が全体の66.2%を占め、次いで都市ガスの使用が17.6%、A重油の使用が10.4%、灯油の使用が3.6%、ガソリンの使用が1.4%、その他（軽油、LPG）が0.8%となっています。

2. 前計画（リーディングエコプラン2017）の結果について

前計画では、2015（平成27）年度を基準年度として、計画期間の最終年度である2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量を5%削減する目標を掲げておりますが、2020年度の温室効果ガス排出量は、9,922t-CO₂で、基準年度と比較して11%の削減となっています。

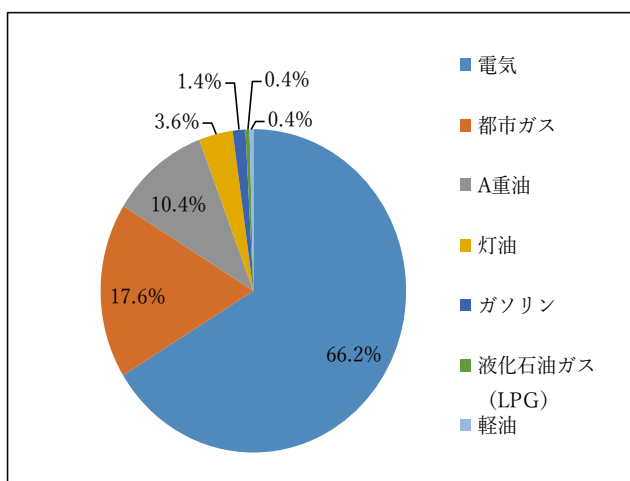
なお、2020（令和2）年度は温室効果ガス排出量が大幅に減少しましたが、これはコロナ禍の影響で公共施設が休止・休業となった期間があったことが要因として考えられます。

温室効果ガス排出量の年間推移と削減率

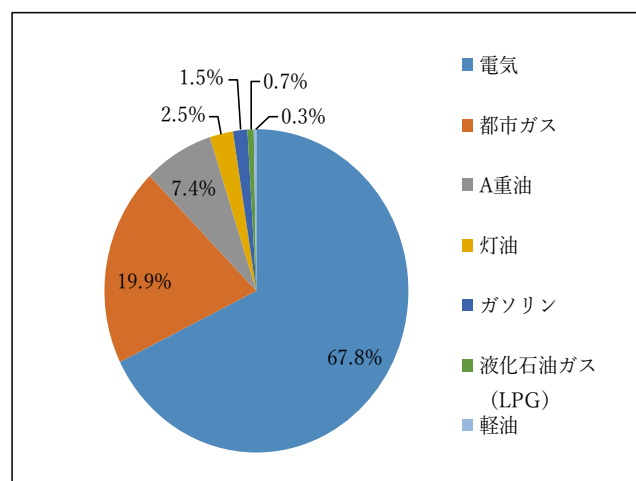
年度	2015年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
温室効果ガス排出量	11,138 t-CO ₂	11,000t-CO ₂	11,415t-CO ₂	10,775t-CO ₂	9,922t-CO ₂
削減率	—	1%	▲2%	3%	11%

温室効果ガス排出の要因別内訳

【基準年度】



【2020年度】



3. 削減目標

2015(平成27)年度を基準年度に、短期目標として温室効果ガス排出量を2025年度までに32%削減、計画期間の最終年度である2030(令和12)年度までに51%削減することを目指します。

温室効果ガス削減目標

項目	基準年度排出量 (2015年度)	短期目標年度排出量 (2025年度)	最終目標年度排出量 (2030年度)
温室効果ガス 排出量	11,138 t-CO ₂	7,574 t-CO ₂	5,458 t-CO ₂
削減率	—	32%	51%

※削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」で定められている「業務その他部門」の削減目標を踏まえて、算定しています。

第3章 温室効果ガス排出量削減のための取組み

1. 再生可能エネルギー導入・活用の推進

- (1) 公共施設の屋上や屋根等を活用し、太陽光発電等の導入を進める。
 - ・令和5年度に3施設（北部学校給食センター、市営斎場、図書館）については、施設の脱炭素化に向け、先行施設として太陽光発電設備の導入を図る。
- (2) 新庁舎では地中熱利用システムにより、地中熱を冷暖房等の熱源として利用することで、二酸化炭素の排出を抑制する。
- (3) 新庁舎に太陽光発電を設置し、二酸化炭素の排出を抑制する。
- (4) 再生可能エネルギー由来の電力への切替を進める。

2. 省エネルギー対策の推進

- (1) 電気使用量、燃料（都市ガス、LPG、重油、灯油等）使用量の削減
 - ① 時間外の不必要箇所の消灯を行う。
 - ② トイレ、給湯室等に利用者がいない場合は消灯する。
 - ③ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
 - ④ OA機器等の電源をこまめに切るように努める。
 - ⑤ ノー残業デーの徹底に取り組む。
 - ⑥ クールビズ及びウォームビズを推進する。
 - ⑦ LED照明への切替、導入を進める。
 - ・令和4年度より浄化センターのLED照明への切替を進めていく。
 - ・各市公共施設のLED照明への導入状況を把握し計画的に切替を進める。
 - ⑧ 室内の設定温度は、原則として冷房28℃、暖房19℃にする。
 - ⑨ 階段を積極的に利用し、エレベーターの利用を控える。
- (2) 公用車等の燃料使用量及び走行距離の削減
 - ① ウェブ会議システムの活用、テレワークによる対応を進め、自動車利用の抑制・効率化を図る。
 - ② 公用車における電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）等次世代自動車の導入を進める。
 - ③ 公用車の効率利用を行い、台数の削減を図る。
 - ④ 急発進、急加速を行わない。（エコドライブの実施）
 - ⑤ 公用車から離れる際は、必ずエンジンを切り、アイドリングストップを

実施する。

- ⑥ 不要な荷物を積んだままにしない。
- ⑦ タイヤの空気圧を定期的に点検する。

3. 省資源対策の推進

(1) 水使用量の削減

- ① 日常的に節水を心がける。
- ② 自動水洗及び節水コマ等の節水型機器の導入に努める。

(2) 事務用紙類の使用量の削減

- ① 再生紙の購入に努める。
- ② 文書の両面印刷に努める。
- ③ 文書の下書きやテスト印刷等を行う場合は、片面印刷済用紙（裏紙）を活用する。
- ④ 使用済封筒の再利用に努める。
- ⑤ ホームページへの掲載により、発行物の印刷部数削減に努める。

(3) ごみの減量及びリサイクルの推進

- ① 物品の再利用及び修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る。
- ② ごみの分別を徹底する。
- ③ 使い捨て容器等の購入を控える。

4. その他の取組み

(1) グリーン購入の推進

- ① 物品の新規購入及びリース契約をする時は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものを選択するように努める。
- ② 事務用品は、詰め替え及びリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ③ グリーン購入法に基づく環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）を周知するとともに、対象製品を購入する。

(2) 環境保全に関する意識向上及び率先実行の推進

- ① 二酸化炭素排出量を毎年算定・公表する。
- ② 地球温暖化対策の知識やノウハウについて、情報収集を行い、市職員への情報提供を行う。
- ③ 職員に地球温暖化対策に関する情報提供を行う。

- ④ クールビズ及びウォームビズを推進する。
- ⑤ 施設の冷暖房は、利用状況に応じた管理を行う。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

推進体制は、羽島市環境管理マニュアルに準じ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（見直し）のPDCAサイクルの手法により実施します。

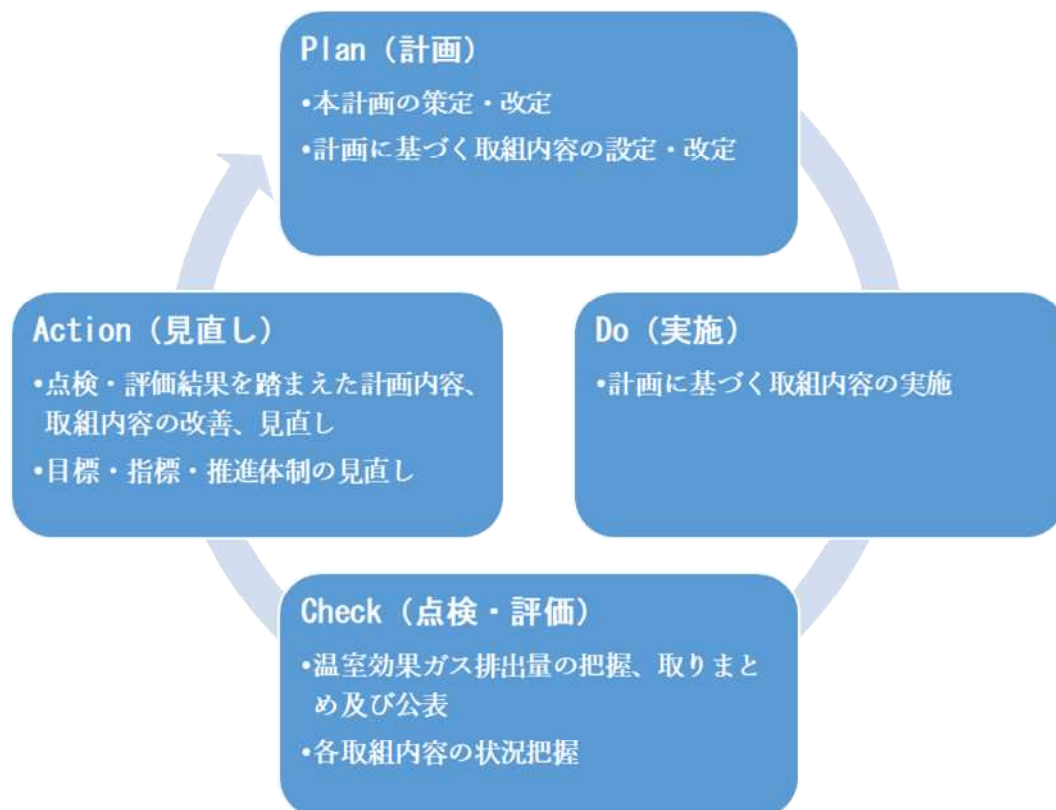
(1) 事務局

羽島市環境管理マニュアルの環境管理事務局（生活環境課）を事務局とし、計画の策定、見直し及び推進・点検を行い、計画の総合的な進行管理を実施します。

(2) 推進員

羽島市環境管理マニュアルの環境推進員（所属長）を推進員とし、計画の推進・点検及び進捗状況の把握に努め、事務局とともに計画の推進を図ります。また環境推進員は事務局にエネルギー使用量を報告します。

本計画の進捗管理



2. 点検体制

事務局は、環境推進員からエネルギー使用量の報告を受け、年に1回、点検評価を実施します。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び直近年度の温室効果ガス排出量は、毎年1回、ホームページで公表します。

対 象 施 設 一 覧

1. 行政系施設			
1	本庁舎	4	旧北庁舎
2	情報・防災庁舎	5	旧中庁舎
3	旧本庁舎	6	旧教育センター
2. 消防施設			
1	消防本部	3	南分署
2	北分署		
3. 保健・医療施設			
1	保健センター	2	市民病院
4. 福祉施設			
1	老人福祉センター	4	福祉ふれあい会館
2	老人福祉センター羽島温泉	5	はしま福祉サポートセンター
3	いきいき元気館		
5. 市民文化施設			
1	不二羽島文化センター（中央公民館）	2	市民会館
6. 社会教育施設			
1	図書館	3	竹鼻町屋ギャラリー
2	歴史民俗資料館・映画資料館	4	竹鼻まつり山車会館
7. コミュニティ施設			
1	足近コミュニティセンター	8	堀津コミュニティセンター
2	小熊コミュニティセンター	9	上中コミュニティセンター
3	正木コミュニティセンター	10	下中コミュニティセンター
4	竹鼻コミュニティセンター	11	はしまコミュニティセンター
5	竹鼻南コミュニティセンター	12	桑原コミュニティセンター
6	福寿コミュニティセンター	13	福寿地域交流センター
7	江吉良コミュニティセンター	14	観光交流センター
8. 供給処理施設等			
1	一般廃棄物最終処分場	3	資源物ストックヤード

2	環境プラント	4	市営斎場
9. 上・下水道施設			
1	小熊水源地	4	西小薮水源地
2	江吉良水源地	5	浄化センター
3	桑原水源地		
10. 学校教育施設			
1	足近小学校	10	羽島中学校
2	小熊小学校	11	竹鼻中学校
3	正木小学校	12	中央中学校
4	竹鼻小学校	13	中島中学校
5	中央小学校	14	桑原学園（後期）
6	福寿小学校	15	西部幼稚園
7	堀津小学校	16	北部学校給食センター
8	中島小学校	17	南部学校給食センター
9	桑原学園（前期）		
11. 防災施設			
1	防災ステーション		
12. スポーツ施設			
1	FUKUJUスポーツパーク（運動公園）	3	弓道場
2	柔剣道道場		
13. 公園			
1	大仏公園	35	内栗野公園
2	駅前公園	36	天王第2公園
3	蒲池公園	37	南扇公園
4	千代田公園	38	浅平東公園
5	出須賀公園	39	大西公園
6	浅平公園	40	横手公園
7	外栗野公園	41	足近新田公園
8	外うら公園	42	島第1公園
9	間島西公園	43	神楽公園
10	宮西公園	44	島第2公園

11	須賀東山公園	45	外うら西公園
12	間島東公園	46	川口公園
13	健康の森善意公園	47	舟橋北公園
14	須賀中公園	48	宮浦公園
15	須賀西公園	49	舟橋東公園
16	須賀南公園	50	舟橋西公園
17	島第3公園	51	江中公園
18	平方第2公園	52	本郷公園
19	天王第1公園	53	市場公園
20	江吉良公園	54	須賀本村公園
21	前谷公園	55	大浦東公園
22	正木中畑公園	56	蜂尻南公園
23	横手東公園	57	蜂尻北公園
24	下山さくら公園	58	江吉良東公園
25	新井さくら公園	59	長間北公園
26	川口第1公園	60	蜂尻西公園
27	間島北公園	61	平方第1公園
28	消防南公園	62	コスモパーク羽島（市民の森羽島公園）
29	長間公園	63	羽島中央公園
30	下中公園	64	平成パーク
31	西須賀公園	65	中央中ポケットパーク
32	舟橋公園	66	西的場緑地
33	長間ポケットパーク	67	馬場元町公園
34	川口ポケットパーク	68	千代田西公園
14. その他			
1	駅南防犯ステーション	3	青山スクエア
2	御坊瀬戸広場		